

JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針－ 情報通信における機器，ソフトウェア及び サービス－第7部：アクセシビリティ設定

JIS X 8341-7 : 2011

(ISO/IEC 24786 : 2009)

(JBMIA/AIST/JSA)

平成 23 年 8 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蔭 和 仁	東洋大学
(委員)	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	小笠原 陽 一	総務省
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	澤 田 稔 一	総務省
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 眞 仁	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	湛 久 徳	一般社団法人電子情報技術産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	谷 津 行 穂	日本アイ・ビー・エム株式会社
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 隆 人	日本銀行金融研究所
	山 田 次 雄	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.8.22

官 報 公 示：平成 23.8.22

原 案 作 成 者：社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル TEL 03-5472-1101)

独立行政法人産業技術総合研究所

(〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 つくば中央第 2 本部情報棟 TEL 029-862-6221)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蔭 和仁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適合性	1
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 要求事項及び推奨事項	5
5.1 アクセシビリティ設定モード	5
5.1.1 ログイン前のアクセシビリティ設定モード	6
5.1.2 アクセシビリティ設定モードの内容及びインタフェース	6
5.1.3 アクセス方法	7
5.2 アクセシビリティ設定の項目	8
5.2.1 固定キー	8
5.2.2 スローキー	10
5.2.3 バウンスキー	11
5.2.4 フィルタキー	12
5.2.5 マウスキー	12
5.2.6 リピートキー	15
5.2.7 切替えキー	15
5.2.8 サウンド表示	15
5.2.9 サウンド解説	15
5.2.10 一定時間後無効機能	16
5.2.11 画面キーボード	16
5.2.12 音声操作	16
5.2.13 視覚情報の調節	16
5.2.14 画面読み上げ機構	18
5.2.15 聴覚へのフィードバック	18
5.2.16 視覚へのフィードバック	18
5.3 アクセシビリティ機能へアクセスするためのショートカット	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）、独立行政法人産業技術総合研究所（AIST）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針
- JIS X 8341-2** 第 2 部：情報処理装置
- JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ
- JIS X 8341-4** 第 4 部：電子通信機器
- JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器
- JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア（予定）
- JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス —第7部：アクセシビリティ設定

Guidelines for older persons and persons with disabilities— Information and communications equipment, software and services— Part 7: Accessibility settings

序文

この規格は，2009年に第1版として発行された **ISO/IEC 24786** を基に，技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある参考事項は，対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は，アクセシビリティ設定のユーザインタフェースを，高齢者，障害者及び一時的な障害をもつ人々を含む，多くの利用者にとってアクセシブルにするための推奨事項及び要求事項について規定する。この規格は，アクセシビリティ設定の詳細な指針を提供する。この規格は，アクセシビリティ設定モードのアクセス及び操作方法，並びに特定のアクセシビリティ機能を直接起動する方法を規定する。

この規格は，コンピュータで用いる全てのオペレーティングシステムのユーザインタフェースに適用するが，他の形式の情報通信技術にも適宜適用可能である。

この規格は，オペレーティングシステムが読み込まれて起動する前のユーザインタフェースには適用しない。

注記 1 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

ISO/IEC 24786:2009, Information technology — User interfaces — Accessible user interface for accessibility settings (IDT)

なお，対応の程度を表す記号“IDT”は，**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき，“一致している”ことを示す。

注記 2 この規格では，コンピュータのユーザインタフェースに対する要求事項又は推奨事項を，単にコンピュータに対する要求事項又は推奨事項として記述することがある。

2 適合性

コンピュータが，**箇条 5**に規定する全ての要求事項及び推奨事項を満たしている場合，そのコンピュータは **JIS X 8341-7** レベル 2 に適合する。

コンピュータが，**箇条 5**に規定する要求事項を全て満たしてはいるが，**箇条 5**に規定する推奨事項の全